

ご注意ください！

中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）制度の一部見直し

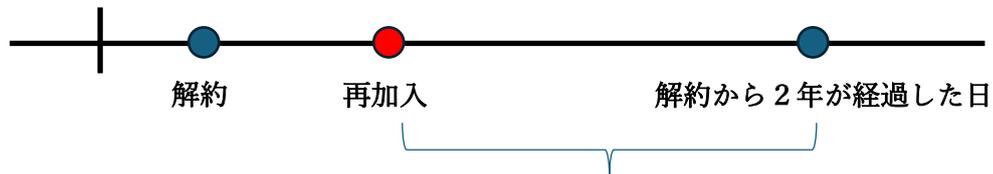
令和6年10月1日以降の解約および再加入について

本制度は取引先の倒産に備えて掛金の積み立てを行い、有事の際には被害額に応じて積立額の10倍までの貸付を無担保・無保証で受けることができる制度で、多くの事業者の方々が加入しています。

大きな特徴としては、その掛金を損金（法人）や必要経費（個人）に算入することとされている点ですが、「令和6年10月1日以降に解約がされ、その後再度加入をされる場合においては、解約日から2年間を経過するまでは、掛金を損金または必要経費に算入できない」こととされました。ご加入中の皆様はご注意ください。

【制度変更のイメージ】

令和6年10月1日



この間の掛金は損金・必要経費に算入できない